

スポーツ教室開催のお知らせ

☆ 気軽に楽しく！ スポーツでいい汗を！ ☆

下記日程と会場で教室を開催します。

	ラージボール卓球教室
会 場	東通村体育館
時 間	9:30~11:30
1月	14日(木)、21日(木)、28日(木)
2月	4日(木)、18日(木)、25日(木)
3月	3日(木)、17日(木)

- ◆参加費は無料で、どなたでも参加可能です
- ◆申込は不要ですので、直接会場へお越しください
- ◆運動のしやすい服装でお越しください



＜お問い合わせ先＞

東通村教育委員会

東通村総合型地域スポーツクラブ

(担当：八戸)

☎ 27-2200 (東通村体育館)

1000万人の保険 小さな掛金・大きな補償

スポーツ安全保険に加入しませんか？

スポーツ・文化・ボランティア活動など幅広く適用されます。

☆4名以上の団体でご加入ください☆



対象となる事故	●団体活動中の事故 ●往復中の事故(自動車事故による賠償責任は適用外)
補償内容	傷害保険(通院、入院、後遺障害、死亡)・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険
加入受付期間	平成28年3月1日から平成29年3月30日
保険期間	平成28年4月1日午前0時から平成29年3月31日午後12時まで
掛 金	1人年額800円~11,000円(団体の活動内容・年齢などによって異なります)

※ 詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.sportsanzen.org>

スポーツ安全協会青森県支部

〒038-0021 青森市安田近野 234-7 (公財) 青森県体育協会内

TEL017-782-6984 (電話受付時間は平日午前9時から午後5時まで)

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

青森県特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ

1. 青森県特定(産業別)最低賃金が、平成27年12月21日に改正されました。金額等は次のとおりです。

- | | |
|---------------------------------------|---------------------|
| (1) 鉄鋼業 | 時間額 816円 (改正前 800円) |
| (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 時間額 750円 (改正前 735円) |
| (3) 各種商品小売業 | 時間額 743円 (改正前 727円) |
| (4) 自動車小売業 | 時間額 782円 (改正前 766円) |

2. なお、青森県で働く全ての労働者及び使用者に適用される「青森県最低賃金」は、平成27年10月18日から、時間額695円に改正されています。

3. 詳しくは青森労働局ホームページ (<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) からご覧ください。

※ お問い合わせは、青森労働局労働基準部賃金室へ

TEL: 017-734-4114

FAX: 017-734-5821